

埼玉県DX推進支援ネットワーク展示ブース設営等に係る業務委託仕様書

1 委託業務名

埼玉県DX推進支援ネットワーク展示ブース設営等に係る業務委託

2 委託業務の目的

公益財団法人埼玉県産業振興公社（以下「甲」という）は「令和7年度彩の国ビジネスアリーナ」において、埼玉県DX推進支援ネットワークの展示ブースを展開し、県内中小企業の優れたDX取組事例や埼玉DXパートナーが提供しているソリューションを広く周知することで、県内中小企業のDXの取組を推進することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年11月28日（金）まで

4 履行場所

さいたまスーパーアリーナ（埼玉県さいたま市中央区新都心8番地）

5 委託業務の概要

受託者（以下「乙」という）は、事務局を設置し、以下の展示会における主催者と各種申請関連業務等（床代申請を除く）を行うとともに、出展ブースの装飾デザイン・設営、撤去及び掲載物の作成等を行う。

(1) 展示会名：令和7年度彩の国ビジネスアリーナ

(2) 出展場所：さいたまスーパーアリーナ（コミュニティアリーナ）

（埼玉県さいたま市中央区新都心8番地）

※ 展示場所の詳細は甲が指定する。

(3) 出展日時：令和7年11月18日（火）10：00～18：00

11月19日（水）10：00～17：00

(4) 出展面積：10小間（幅15m×奥行4m）

(5) 設営予定：令和7年11月17日（月）

※ 11月17日（月）中に通電確認まで行うこと。

※ 11月17日（月）15：00からは、甲が搬入作業を行えるようにすること。

※ 装飾物の高さは、床面から高さ4.2m以下とすること。

(6) 撤去予定：令和7年11月19日（水）17：00～21：00

6 業務内容

(1) 出展ブースの装飾デザイン・設営等に係る業務

特徴的なデザインや照明効果によって会場内での存在感を確保するとともに、各展示物

の魅力を際立たせるような展示環境を作り上げるものとする。

ア 全般

(ア) ブース全体のイメージカラーはブルーとすること。

(イ) 床面カーペットを手配すること。

床全面は出展ブース全体イメージとして調和する色合いのカーペット敷とし、4辺についてはめくれ防止処理を行うこと。

(ウ) 共通サインを手配すること。

通路面に向けて共通サインを設置する。製作に当たっては、好印象かつ会場内で際立つよう、設置位置・サイズ・カラー・デザイン・LED照明効果等を十分に考慮すること。

(エ) 壁面にモニター（8.5インチ）を1枚設置すること。

※ 甲（所在地：さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ3階）が保有するモニター及び椅子等備品を展示会場まで乙が運搬、設置する。

※ 展示会場の撤去後、甲の事務所への運搬、再設置は乙が行うものとする。

(オ) ブース内には、後述のイ～キを配置すること。

イ 「埼玉DXパートナー」ソリューション紹介ブース

埼玉DXパートナー企業6社が提供するソリューションを紹介し、来場者に向けたPRの場として展示ブースを企画、設置すること。

(ア) 展示台6台を手配すること。

※各展示台にモニター（27インチ程度）を計6台設置。モニターは甲が手配、設置する。

(イ) 社名板6枚を手配すること。

(ウ) A1サイズの掲載物を6枚作成すること。

※掲載物は甲が用意するデータに基づいて乙がデザインを検討、調整し作成する。

ウ 県内中小企業のDX取組事例（過去埼玉DX大賞受賞者）紹介ブース

県内中小企業の優良なDXの先進取組事例を紹介し、かつ第3回埼玉DX大賞授賞式について来場者に向けたPRの場として、展示ブースを企画、設置すること。

過去の受賞者12社分の事例展示を行う。

※掲載物は甲が用意するデータに基づいて乙がデザインを検討、調整し作成する。

エ 公社DXコンシェルジュ相談対応ブース

公社DXコンシェルジュが県内企業のDX相談に対応できる場として展示ブースを企画すること。

※机1台（幅1.2m×奥行0.42m×高さ0.9）、椅子2脚を設置予定。机、椅子、クロスは甲が手配、設置する。

オ 共有ストックヤード

出展者が共有するストックヤードを設けること。

(ア) 施錠可能とすること。

(2) 出展ブースの設営・撤去に係る業務

甲（所在地：さいたま市中央区上落合 2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ 3 階）が保有するモニター及び椅子等備品を展示会場まで乙が運搬、設置する。

造作物の撤去、持込資材・備品の搬出、廃棄物の処理、清掃作業、会場の現状復帰を行う。また、展示会場から甲が保有するモニターおよび椅子等備品を甲の事務所まで乙が運搬する。

(3) その他

- ア 委託業務の実施においては、主催者の提示する「出展要項（装飾規定含む）」に従うこと。
- イ 出展に係る床代に関して、主催者への申請、費用負担は甲が行う。
- ウ 電気工事に関して、主催者指定の事業者への申請、打合せ、支払など必要な諸手続きを代行すること。電気関係の費用（電気幹線工事費・電気使用料）として、120,000 円（税抜、5kW を想定）を見積額に含めること。
- エ 通信工事に関して、主催者指定の事業者への申請、打合せ、支払など必要な諸手続きを代行すること。通信関係の費用（通信回線工事費・通信使用料）として、120,000 円（税抜）を見積額に含めること。
- オ 甲に対し、「社名板」の標記内容を確認すること。
- カ 当該業務に当たっては、専任担当者を置き、公社からの問合せ・要求への迅速かつ的確な対応に努めること。
- キ 設営開始から本開催を通じて撤去が終了するまでの間は、甲、主催者の問合せ・要求等に対し、迅速に対応・対処し得る体制を築くこと。

7 支払方法

全ての委託業務の履行確認後、乙からの請求に基づき一括して支払う。

8 守秘義務

- (1) 乙が本事業を実施する過程で知り得た機密情報は、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。
- (2) 乙は、本事業の実施の際に得られた情報等に関し、事業終了後も含め、守秘義務を徹底しなければならない。

9 その他

- (1) 乙は甲からの業務の進捗状況等について説明を求められたときは、速やかに対応すること。
- (2) 本仕様書に疑義がある場合は甲の指示に従うものとし、本仕様書に明示がない事項については、その都度、甲と乙が協議の上、決定する。
- (3) 個人情報の適正な維持管理を行うこと。
- (4) 乙は、受託業務内容に変更が生じたときは、書面を甲に提出し、その承認を受けなければな

らない。甲は、乙から変更申請があったときは内容を審査し、適當と認められたときは、書面により乙に通知する。

- (5) 契約書式は、公社の標準委託契約書を基本とする。また、公社契約事務取扱要綱第33条に掲げる場合を除き、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結後に納付するものとする。
- (6) 乙は、受託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により、甲の承認を得たときはこの限りではない。
- (7) 乙は、受託業務を中止しようとする場合、または、受託業務を廃止しようとする場合が生じたときは、あらかじめ書面を公社に提出し、その承認を受けなければならない。甲は、乙から事業中止（廃止）申請があったときは内容を審査し、適當と認めるとときは、書面により乙に通知する。
- (8) 甲は、乙に契約書及び仕様書等に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、再実施を命じ、あるいは、契約の解除、契約額の一部又は全部の返還請求等をなすことができるものとする。